令和8年11月1日時点

介護保険以外の在宅高齢者の福祉サービスのご案内

瀬戸市では、介護保険によるサービスのほかに、高齢者を対象としたさまざまなサービスを提供しています。
各利用方法等については、市ホームページをご覧ください。

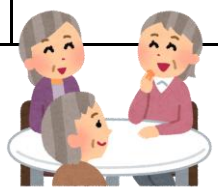
各サービスの詳細・申請書はこちらから →

★見守りに関するサービス★

サービス名	対象者	内容	費用
もーやっこサポート	見守り等を必要とする方で ①65歳以上の一人暮らし世帯 または高齢者世帯 ②身体障がい者手帳1級または 2級をお持ちの一人暮らしの方 に該当する	冷蔵庫の開閉といった日常生活を通じ、高齢者を見守るサービスです。 異変が発生した場合は、コールセンターよりご本人やご家族へと連絡をして、安否確認を行います。	980円／月 ※一部利用者負担が免除になる場合があります
配食サービス	65歳以上の一人暮らし世帯または高齢者世帯に属する方のうち、栄養管理および安否確認が必要な方	宅配弁当を手渡しすることで利用者の安否確認を行うとともに、栄養のバランスがとれた食事を提供し、在宅生活の支援を行っています。 1食150円（最大6食分／週）を助成します。	336～790円／食 （助成後の価格） 

★認知症の方やその家族を支援するサービス★

サービス名	対象者	内容	費用
おかえりサポート	認知症や障がいにより、ひとり歩きをするおそれのある高齢者で ①65歳以上の方 ②64歳以下で要介護認定を 有する方に該当する	ひとり歩きをするおそれのある方の履物に貼る蛍光色の「おかえりサポートステッカー」を配布しています。 （一人当たり10足分） 申請される場合は、対象者の顔写真をお持ちください。	無料
認知症おれんじ保険	認知症等により、ひとり歩きをするおそれのある高齢者で ①おかえりサポート事業に登録している方 ②認知症により、ひとり歩きをする恐れがある方に該当する	認知症により、万が一事故をしてしまったときに備える保険です。 偶発的な事故に限り、賠償責任保険として上限1億円（国内外）を保証します。	無料
ひとり歩き高齢者 家族支援サービス （GPS）	認知症や障がいにより、ひとり歩きをするおそれのある高齢者と同居する家族	ひとり歩きをするおそれのある方が持ち歩ける、GPS端末の貸し出しを行います。 事業者は市が契約している2社から選ぶことができます。 申請される場合は対象者の顔写真をお持ちください。	機器により異なります
せとらカフェ （認知症カフェ）	どなたでもお越しください♪ 	認知症の方や認知症のご家族を介護している方が気軽に立ち寄れる「せとらカフェ」を市内13か所で行っています。 元気な方も認知症の方も地域の誰もが集まって、ゆっくり過ごしたりお話をする場所です。	カフェにより異なります
認知症 介護家族交流会	認知症の方を介護しているご家族	認知症のご家族を介護している方々が、互いに悩みを相談し、情報交換ができる交流会を開催しています。 《開催日時・場所》 毎月第2金曜日　午後1時30分～午後3時30分 場所：広報せと「相談窓口」の「認知症相談」をご確認ください。	無料
おれんじドア・せと （認知症本人交流会）	認知症の診断を受けた方 もの忘れが気になる方など	認知症になった本人同士が集まり、悩みを共有できる交流会を開催します。 《開催日時・場所》 毎月第2金曜日　午後1時30分～午後3時30分 場所：広報せと「相談窓口」の「認知症相談」をご確認ください。	無料



お問い合わせ先
瀬戸市役所　高齢者福祉課　地域支援係　電話88－2626（直通）

介護保険以外の在宅高齢者の福祉サービスのご案内

★在宅での生活を支えるサービス★

サービス名	対象者	内容
【新規】 軽度・中等度難聴高齢者 補聴器購入費助成	＜以下のすべてを満たす方＞ ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上であって、聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方 ・補聴器の購入に係る補装具費その他の法令の規定に基づく給付または事業の支給対象とならない方 ・医師により補聴器が必要であると認められた方 ・生活保護法に規定する被保護者世帯である方、または世帯全員が市民税非課税世帯の方	聴力機能の低下が見られる高齢者の方を対象に、左右いずれかの耳または両耳に装用する補聴器本体（補聴器付属の電池、充電器、イヤモールドを含む）の購入費用の一部を助成します。 ＜支払額＞ 30，000円を上限として、補聴器の購入費用の2分の1に相当する額を助成します。
介護福祉手当	＜以下のすべてを満たす方＞ ・介護保険で「要介護」の認定を受けた方 ・世帯全員が市民税非課税世帯の方 ・介護保険施設へ入所していない方 ・介護保険料の未納がない方 ・生活保護法に規定する被保護者ではない方	介護費用の負担軽減のため、生計が困難な方に手当を支給します。 ＜支払額＞ 月額2，500円で、4か月分をまとめて支払います。 （支払月：4月、8月、12月）
健康診断書料助成	＜以下のすべてを満たす方＞ ・「要支援」や「要介護」の認定を受けた方 　または基本チェックリストによる事業対象者の方 ・世帯全員が市民税非課税世帯の方	介護保険の通所サービス（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）等を利用される際に提出する健康診断書の文書料を助成します。 ＜助成額＞ 2，900円を上限として、文書料の10分の9の額を助成します。
訪問理美容サービス	＜以下のすべてを満たす方＞ ・在宅で介護を受けている方 ・介護保険で「要介護3～要介護5」と認定を受けた方 　または、65歳以上で常に寝たきり状態にある方	常に寝たきり状態にあり、理容店や美容院に行くことができない方を対象に、年度4回までの訪問調髪を行います。 ＜利用者負担＞ カット料金：2，000円～（詳細は各理美容業者にお問い合わせください。）
おむつに係る費用の医療費控除の証明書用紙の配布 ・ 市の確認書の発行	介護保険で「要支援・要介護」の認定を受けた方のうち、おむつの使用が必要と判断できる方については、市が発行する確認書で申告できます。判断基準に該当しない方は、確認書を発行する事ができませんので医療機関や市に設置している「おむつ使用証明書」を用いて、医療機関の証明を受けて申告してください。	

★地域包括支援センター・相談窓口★

瀬戸市では、住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるよう、高齢者の方の様々なご相談を受け付けています。
健康・介護・福祉など、高齢者の方の総合窓口です。

あなたの地区の地域包括支援センター

お住いの地域	地域包括支援センター	連絡先
陶原・長根	やすらぎ地域包括支援センター 川端町1－31（やすらぎ会館内）	84－2287
效範・水南	ふたば地域包括支援センター 西山町1－46－18（ウィローふたば内）	87－4139
山口・本地 菱野・新郷	はたやま地域包括支援センター 緑町2－114－1（瀬戸みどりのまち病院内）	89－6165
東明・品野・下品野	地域包括支援センターしなの 品野町6－117（在宅総合サービスセンターしなの内）	41－3231
祖母懐・原山台 萩山台・八幡台	地域包括支援センターせと 萩山台3－76（せと在宅福祉センター内）	97－0552
水野・西陵	水野地域包括支援センター はぎの台3－1－3（水野在宅福祉センター内）	86－8770
道泉・深川・古瀬戸	地域包括支援センター中央東 深川町48（ケアハウス聚楽内）	87－5083
瀬戸市全域	基幹型地域包括支援センター 追分町64－1（市役所南庁舎2階　福祉総合相談窓口）	88－1294

高齢者全般のご相談は、
お住いの地域の
『地域包括支援センター』
にご相談ください♪
（お電話での相談も可能です）



認知症に関するご相談は、
『基幹型地域包括支援センター』の
認知症地域支援推進員まで
ご相談ください★

相談窓口

相談内容	内容	連絡先
在宅医療について	住み慣れた我が家で、自分らしく安心して生活できるように在宅医療体制の構築を支援しており、在宅医療に関する相談窓口を設けています。	瀬戸旭医師会も一やっこダイヤル ☎21－8822
成年後見制度について	成年後見制度利用の相談や申し立て手続きのお手伝いをしています。 ※月1回やすらぎ会館で巡回相談も行っています。（要予約）	尾張東部権利擁護支援センター ☎75－5008